



熊労発基0922第2号
令和7年9月22日

熊本地方最低賃金審議会
会長 倉田 賀世 殿

熊本労働局長
金谷 雅也

熊本地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（諮問）

標記について、関係労働者団体及び関係使用者団体から、別添のとおり最低賃金法
第11条第2項に基づく異議申出があったので、貴審議会の意見を求める。

2025年9月18日

熊本労働局長 金谷 雅也 様

熊本県労働組合総連合
議長 榎本 光男

熊本県最低賃金の改正決定についての異議申出

労働者の生活と労働条件の向上のためご尽力いただいていることに敬意を表します。

熊本地方最低賃金審議会は、9月4日、最低賃金を中賃目安64円に18円上積みして82円引き上げ1,034円に改定することを答申しました。中小企業支援の抜本的な拡充とセットでただちに1,500円への引上げを求める私たちの要求からは不十分ではあるものの、全国最高の上積み額、引き上げ額となったことは、これまでの審議から大きな前進と言えます。

ところが、今回の答申では、改定最賃の発効日を、例年の10月初めから、来年1月1日に3ヵ月も先延ばしするとしています。これにより、最賃近傍の賃金で働く労働者は大幅な不利益を被ることとなりました。それは、物価高騰のもとで、10月からの最低賃金の大幅引上げを期待している労働者を裏切ることでもあります。

以下、どのような問題・労働者の不利益が生じるのか、年間の労働時間を1,800時間（月150時間＝国の目標値）、2025年10月～2026年9月を1年間として試算します。

- 1) 10月1日に発効すれば、147,600円（82円×1,800時間）の年収増となっていた。
- 2) 1月1日発効では、3ヵ月間は引上げゼロとなり、残り9ヵ月間では年収増は110,700円（82円×1,350時間）にとどまってしまう。10月1日発効との年収の差は36,900円にもなってしまう。
- 3) 結果として、今回の改定額は実質、時給1,013円、引き上額61円と、中賃の目安の64円よりも3円低くなる。

さらに、最高額の東京都との最低賃金格差についても、1月1日までは格差が縮小するどころか大きく拡大してしまいます。現在、熊本県と東京都との最賃額の差は211円となっています。これが、今回の最低賃金改定により、本来なら10月からの差額は192円に縮まることになるはずでした。しかし、1月1日発効では格差縮小は3ヵ月先送りされ、12月31日までは、東京都との格差は274円と著しく拡大することになってしまいます。

以上のような問題・労働者への不利益を引き起こす熊本での発効日の先送りは、全国で10月には最賃が上がるという原則を曖昧にし、最低賃金の都道府県格差を拡大させ、最低賃金制度の信頼性を損ないかねないものです。春闘での賃金引き上げをできるだけ早く最低賃金に反映させるためにも、これまでの審議会では10月初めの発効にこだわってきたのではないのでしょうか。

私たちは、発効日の先送りは最賃制度の重大な形骸化として認めることはできません。例年通り10月初めでの発効を強く求めるものです。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、円安と物価高騰、さらにトランプ関税の影響により、業種によっては大きな打撃を受けています。これまでも原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担やインボイス制度導入による負担増、社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

政府・県の責任で、中小企業・小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない施策の強化が求められます。

ぜひとも、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、政府・県に対しより具体的に求めていただきたいと思います。

もう一つ指摘しておかなければならないことは、専門部会や本審の傍聴募集が終盤なかったということです。実質、密室で決められたと言っても過言ではありません。時間がないなかでの審議であったため仕方ないかもしれませんが、あらためて審議会の公開性を高め全面公開としていただくことを強く求めます。

以上のことから、本年度の改定にあたって再度審議していただき、さらなる引き上げと、例年通り10月初めでの発効を強く求めるものです。よろしくお願いいたします。

以上



2025年9月18日

熊本労働局長
金谷 雅也 様

熊本県医療介護福祉労働組合連合会

執行委員長 一三美香

住所：熊本市中央区神水1-21-8

電話：096-340-0057

2025年度熊本県最低賃金の改正決定に対する異議申出

9月24日、熊本地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を82円引き上げ、1,034円と改正する旨が答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

熊本地方最低賃金審議会が中央最低賃金審議会の目安64円を上回る82円の引き上げ、1,034円と答申されたこと、引き上げ額82円も結果的に全国トップの引き上げとなったことについて、審議会委員はじめ関係者の方々のご尽力には敬意を表します。また、労働者側が178円の引き上げを求めたことは、全労連が示す段階的最低賃金額を引き上げ時給1,700円を目指すことにも合致するものでした。一方で、使用者側の示す懸念も一定理解できるものであり、国の脆弱な中小企業支援策を抜本的に改める必要があります。今回の答申で、過去最大、全国でも最大の引き上げ幅になりましたが、この金額では月に150時間働いても15万5100円、年1800時間働いて186万円程度であり、依然ワーキングプアの状況におかれることに変わりありません。また、発効日については2026年1月1日との答申となりました。過去の発効日を見ると、10月1日が多く、遅くとも10月以内の発効となっています。今回の答申では、例年より3ヶ月程度後ろ倒しとなり、12月まで952円、1月～9月を1,034円として、時給額を均した場合、引き上げ額は61円と中央最低賃金審議会の目安64円を割り込むこととなります。以上を踏まえ、審議会の答申に対しては異議を申し出ざるを得ません。

医療・介護分野は、政府の政策の影響を受ける公的産業です。この間の公的価格の抑制、コロナ禍による患者数減少、慢性的な人員不足、物価高騰への対応を余儀なくされるなど、医療・介護・福祉の提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。そのことから、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、賃金改善はすすまず、一時金の引き下げ回答も増えました。その中においても、私たちは国への働きかけも強め、世論を味方につけながら運動をすすめてきました。

政府は、医療・介護・福祉労働者の賃上げの必要性から、24年の診療報酬と介護報酬改定に24年2.5%、25年2.0%の賃上げ支援策を盛り込みましたが、対象外職種を残し、施設ごとに補助の格差をつけるなど、差別と分断を医療・介護現場に持ち込み、すべてのケア労働者の大幅賃上げと言える内容とはなっていません。それどころか、報酬改定が示した賃上げ率にも届かず、24春闘、25春闘では他産業が軒並み5ケタの賃上げが実施されるなかで、医療・介護・福祉労働者の賃上げは置き去りにされています。その結果、全産業平均賃金との格差が拡大しています。

十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、とりわけ収入が低く抑えられている非正規雇用労働者の暮らしを直撃している中、答申された金額に大幅な上積みをする必要不可欠であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の熊本県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働け

ば人間らしく暮らせる」には、今や時給 1700 円以上が必要となっており、現行の最賃水準では「健康で文化的な最低限度の生活」すら維持できなくなっています。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、一桁足りない水準となっています。

2. 私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が 8~9 万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は、少なくとも時間額 1700 円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。
4. また、国や県による中小企業支援策を熊本地方最低賃金審議会として要請されることもあわせて求めます。

以 上



令和7年9月19日

熊本労働局長 金谷雅也 様

熊本県商工会議所連合会 会長 久我 彰 登

熊本県商工会連合会 会長 笠 愛一郎

熊本県中小企業団体中央会 会長 櫻 井 一 郎

熊本県経営者協会 会長 坂 口 洋一朗

熊本県最低賃金の改正決定に対する異議申出

令和7年9月4日付け熊本労働局一般公示第3号に基づき、下記のとおり異議を申し出ます。

記

1 異議の内容

中央最低賃金審議会は、令和7年度の熊本県を含むCランクの最低賃金引上げ額の目安を64円(6.7%)増とした。熊本地方最低賃金審議会は、これを参考にしつつ、審議を行った結果、改正決定に係る答申として、全都道府県の中で最大の引き上げ幅となる82円(8.6%)増の1,034円を示した。

目安額でさえも大変厳しいと受け止めていた中で、これを大きく上回る引上げ額が示されたことに対し、我々4団体及び傘下の会員事業者は驚いている。この引上げ額の根拠に疑義があるため、再検討し、明確かつ納得感のある根拠を示した上で決定していただきたい。

なお、熊本最低賃金審議会には、商工会議所連合会、商工会連合会、経営者協会からも委員が参画(採決では反対若しくは退席)しているところではあるが、今回の審議結果は看過できず、異例ではあるが、関係4団体として異議を申し出るものである。

2 理由

(1) 引上げ額（率）の根拠について

公益見解では、「特に労働者の生計費負担との関連性が高い消費者物価指数のうち、食料費の増加率（8.1%）に着目するとともに、中央最低賃金審議会公益見解並びに熊本労働局長諮問に係る『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版』に基づく『物価上昇を1%程度上回る賃金上昇』が望ましいとの見解も併せて考慮し、現行最低賃金952円から9.1%（86円）引き上げた1,038円を念頭に置き」とあるが、従来から参考にしてきた「消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）」は増加率4.1%で、それも食料費の増加も含んだものであるにもかかわらず、その約2倍に当たる食料費のみの増加率8.1%を取り出しそのまま引用することは、食料費の寄与度が大きいとはいえ乱暴と考える。

加えて、「エンゲル係数からも（食料費が最賃近傍労働者の生計費の負担になっていることが）看取できる」とするが、熊本市のエンゲル係数は全国平均を下回り、全国でも41位と下位にある（2025.9.2熊日新聞記事）ことから、大いに疑義が残る。

中央最低賃金審議会の公益見解についても、「消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）（3.9%）」に加え、「頻繁に購入する品目（4.2%）」、「食料費（6.4%）」「基礎的支出項目（5.0%）」「一か月に1回程度購入（6.7%）」といった上昇率の高い新たなデータを都合よく用いているのではないかと指摘があるが、熊本県の今回の公益見解にも同様の疑問が生じる。

仮に、中央最低賃金審議会が「食料費」増加率6.4%を上回る引上げ率6.7%（+0.3%）の目安額（Cランク）を示したことに倣ったとしても、熊本県の場合、「食料費」8.1%に1%も上積みして9.1%を基本にしたことは理解し難い。公益見解は、「物価上昇を1%程度上回る賃金上昇」の目標を考慮し1%上積みしたというが、中央最低賃金審議会においては、このような考え方に基づいた上積みをしていないし、そもそも物価上昇率=食料費上昇率ではなく、ここでの1%上積みには疑義がある。1%増といえども、金額では9.5円増に当たり、その影響は非常に大きい。

(2) 事業者の賃金支払い能力について

公益見解は、「事業者の賃金支払い能力を勘案した賃金支払い状況を示す指標であると考えられる『賃金改定状況調査結果』の第4表をみると、30人未満の企業の賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率（Cランク）は3.0%であり、・・・（中略）・・・昨年（2.7%）を上回る結果になっていることも注目に値する。さらに、熊本県の実勢賃金においては、熊本県のパート労働者市場全体の賃金水準が昨年の6月以降、今年度に入っても継続して上昇しており、これらを総合的に勘案すれば、熊本県の事業者全体としては賃金原資の確保が可能な状況にあることが見て取れる。」とあるが、引用された数字の増加率は、

パート労働者の賃金水準6.63%増が最高であり、今回示された最低賃金8.6%増の引上げに対し賃金原資の確保が可能な状況にあるとする根拠になっていない。

また、価格転嫁について、熊本県商工会連合会の調査結果では、「全体としては価格転嫁の動きは進みつつあるものの、『価格転嫁はできたが、不十分である』との回答が7割を占め、依然として事業者の経営状況を圧迫している状況が続いている」と分析しているが、公益的見解では「価格転嫁が不十分と回答した事業者の中でも、321社中241社では4割から9割の価格転嫁がなされていることに留意する必要がある」とされていることは、売上げは戻ってきても価格転嫁が思うように進まず厳しい経営状況にある事業者の実態を反映したものではなく、かつ同会の本意を損なうものである。

さらに、公益見解は「一定程度の価格転嫁が実現できるような環境が整備されてきていること、併せて、賃上げを後押しする各種助成政策の活用余地が拡大していることに伴い、一定の賃金の支払能力の確保が可能であると評価できる。」としているが、これは支払原資確保の可能性を示しているにすぎず、現に、支払能力が認められるということではない。

通常の仕事の賃金支払能力というからには、県内の99.9%を占める中小企業、特に85.5%を占める小規模企業の現状を示すデータの考慮が不可欠と考えるが、商工会連合会や商工会議所の景況調査において、原材料価格や人件費の高騰等で、大半の企業が利益が減少しているという結果が出ているにも関わらず、そうした事情には全く触れられていない。

さらに、熊本県内の中においても、地域によって経済状況や賃金等に格差がある。特に人口減少・高齢化が進む地域においては、日常生活を支える商業やサービス業が成り立っていくような目配りをしなければ、地域の更なる疲弊につながりかねず、こうした点もしっかり考慮する必要がある。

加えて、8月10日から11日にかけての記録的大雨で被害を受け、これから復旧に向け新たな資金繰り等を迫られる事業者が多数いる中で、全都道府県の中で最大の引上げ額を示すことは、傷口に塩を塗るようなものである。

発効日を年明けの1月1日としたことはせめてもの救いではあるが、金額面において今回の審議会答申は、賃金を支払う当事者である事業者の支払い能力を軽視した判断だと考える。

(3) 4団体の会員事業者の声について

我々経済4団体は、今回の地方最低賃金審議会の審議結果を受け、会員事業者・組合を対象に緊急アンケート（回答数：1,049社、200組合）を実施した。

その結果、最低賃金の引き上げが中小企業・小規模事業者および地域経済に深刻な影響を及ぼすことが、改めて明らかとなった。

- ① 経営への影響については、「経営の存続が危ぶまれる」と回答した事業者が9%、組合7%、「経営に大きな打撃となる」が同27%、32%、「経営の改善を迫られる」が同

- 35%、35%に上り、全体の7割を超える事業者および組合において、今回の引き上げが経営を直撃する重大な問題であるということが浮き彫りとなった。
- ② 引き上げに伴う対応策としては、約半数が「業務改善・効率化」、「商品・サービス価格の引き上げ」を挙げる一方で「非正規雇用の削減」や「正社員の配置転換・削減」、「営業時間・労働時間の短縮」、「一時金（賞与等）の調整」を検討する声も少なくなく、労働者にとっても厳しい雇用環境になりかねない状況である。なかには「事業撤退・廃業の検討」を挙げる声もあり、最低賃金の引き上げによって地域経済を支える大切なインフラが失われる可能性もある。
- ③ 政府が掲げる「最低賃金1,500円」の目標に対しては、「対応は不可能」との回答が事業者27%、組合18%、「対応は困難」が同53%、62%となっている。目標自体の妥当性について、現場の実情を踏まえた再検討が強く求められる。
- ④ その他、自由記述として、以下のような切実な声が多数寄せられている。
- ・個人事業主にとって、物価高騰による仕入れ値の高騰に加えて人件費も上がるとなると、経営が厳しい状況に追い込まれます。
 - ・ただでさえ物価高騰の煽りを受けており、売上の更なる向上が見通せない中、今後も段階的に賃金が上がるのであれば廃業するしかありません。
 - ・社員の生活を守りたいし大事に想う気持ちはあるが、時給が上がって収入が増えると、働く時間の制限があるパートが出勤を控えることになり、現場の社員に無理がくる。ただでさえ人員確保に苦勞している中小企業として、こちらの意見を無視し、むやみに全国レベルの賃金に上げられるのは悲しい。
 - ・最低賃金の引き上げのスピードが速すぎる。もっと長い時間をかけて減税と並行して進めて欲しい。
 - ・同じ熊本県内といえども県南地域においては全く実情に即していない。

※詳細は別添のとおり



【緊急】最低賃金引上げに関する影響調査（事業者）

調査期間：令和7年9月8日（水）～9月12日（金）

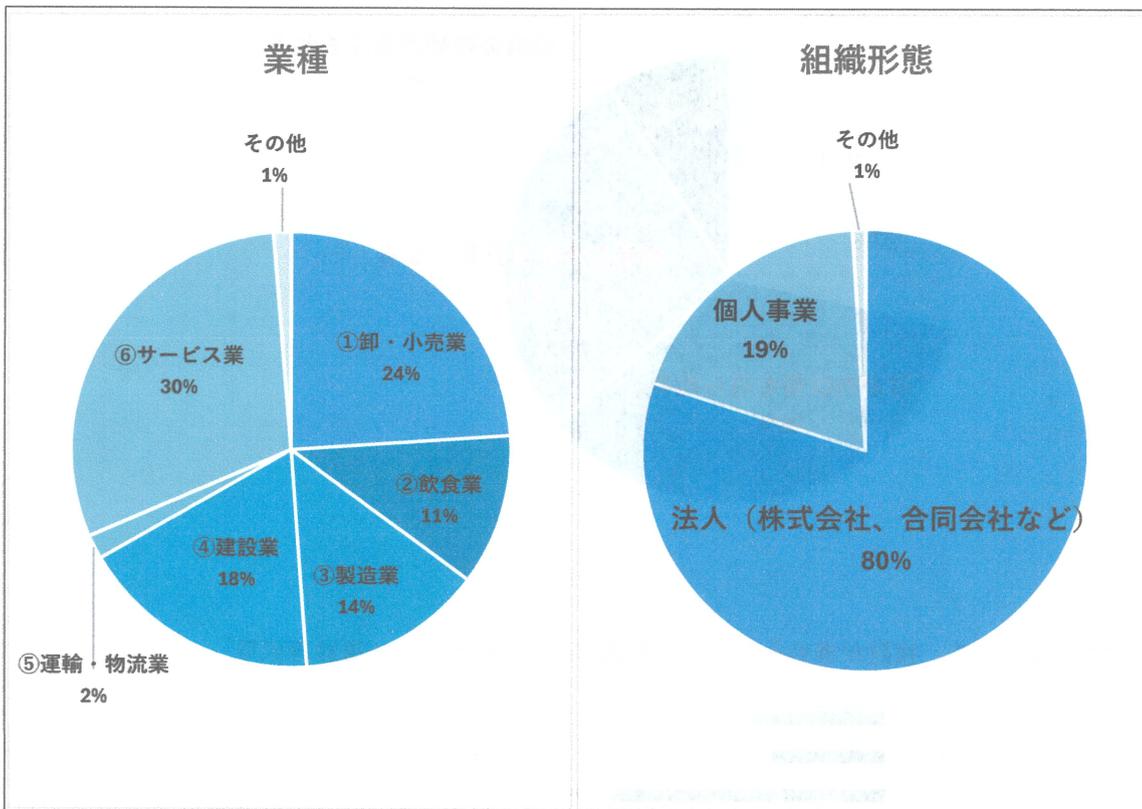
調査方法：WEBアンケートフォームより回答

調査対象：商工会議所連合会、商工会連合会、経営者協会の会員

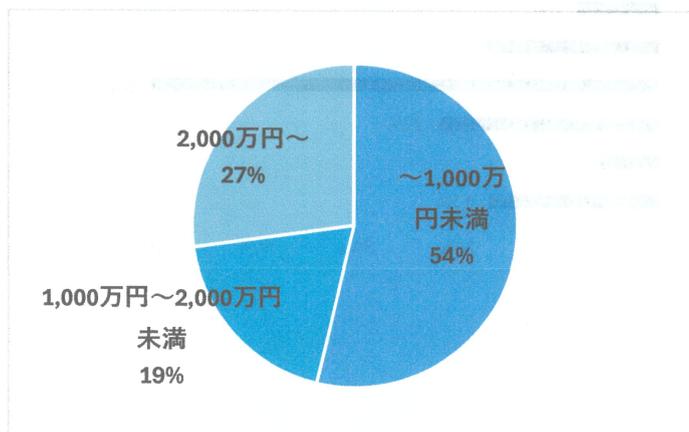
回答数：1,049件（商工会議所連合会778件、商工会連合会199件、経営者協会72件）

※四捨五入の関係で、合計の数値が一致しない場合があります。

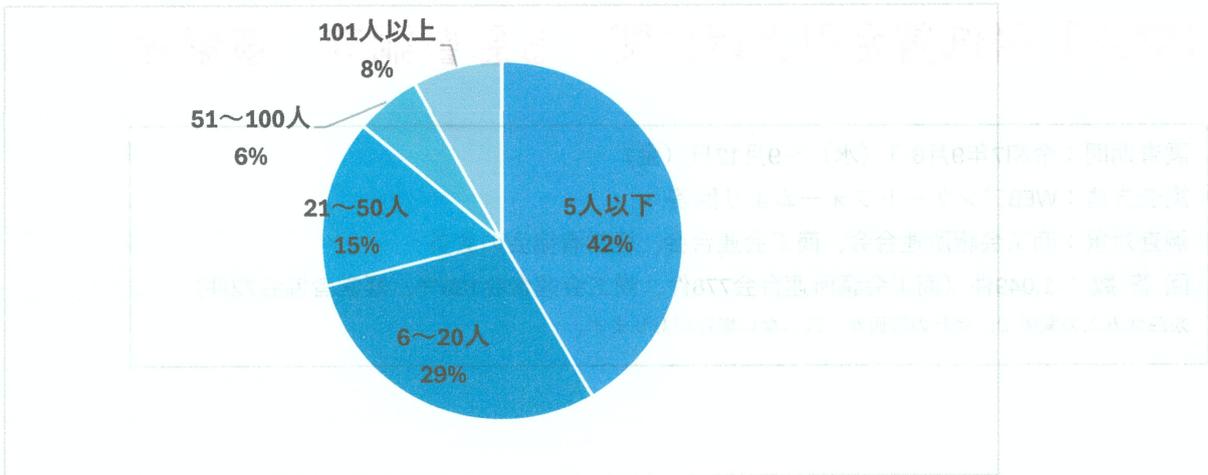
【回答事業所の業種・組織形態】



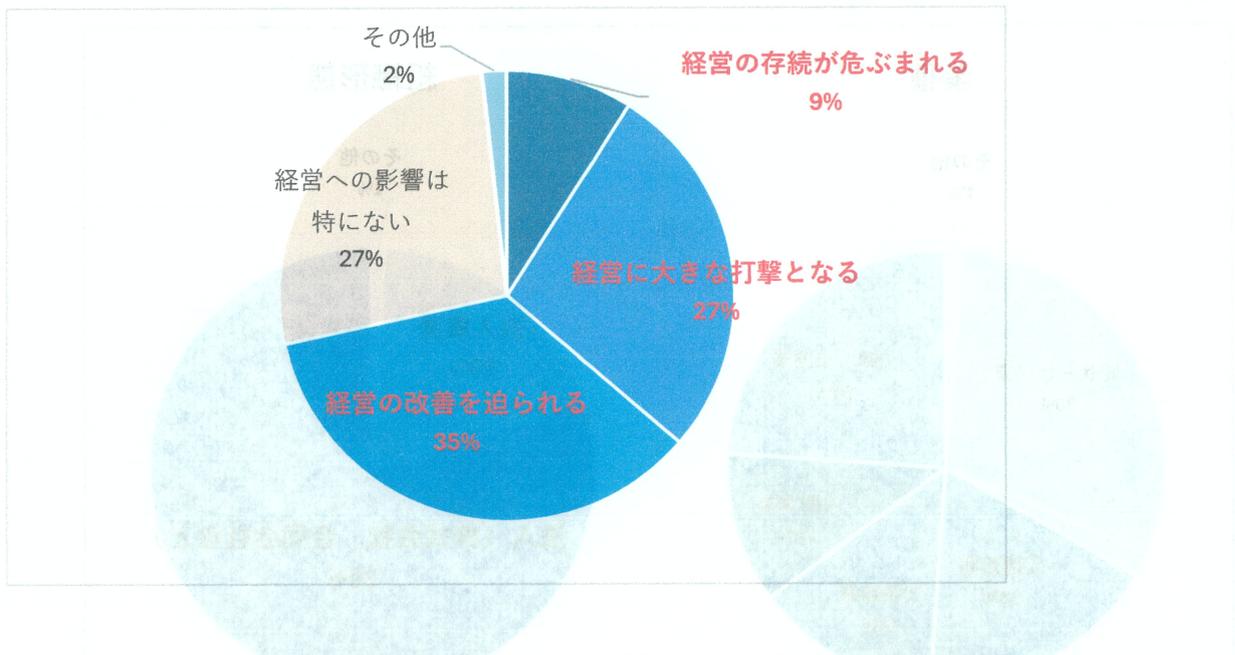
【資本金の額】 ※法人のみ



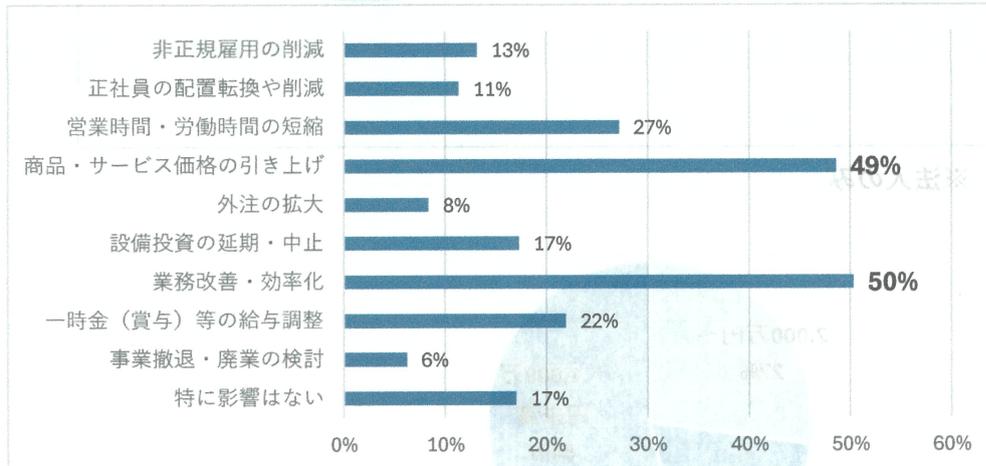
Q1.常時雇用している従業員数（パート・アルバイト含む）を選択してください。



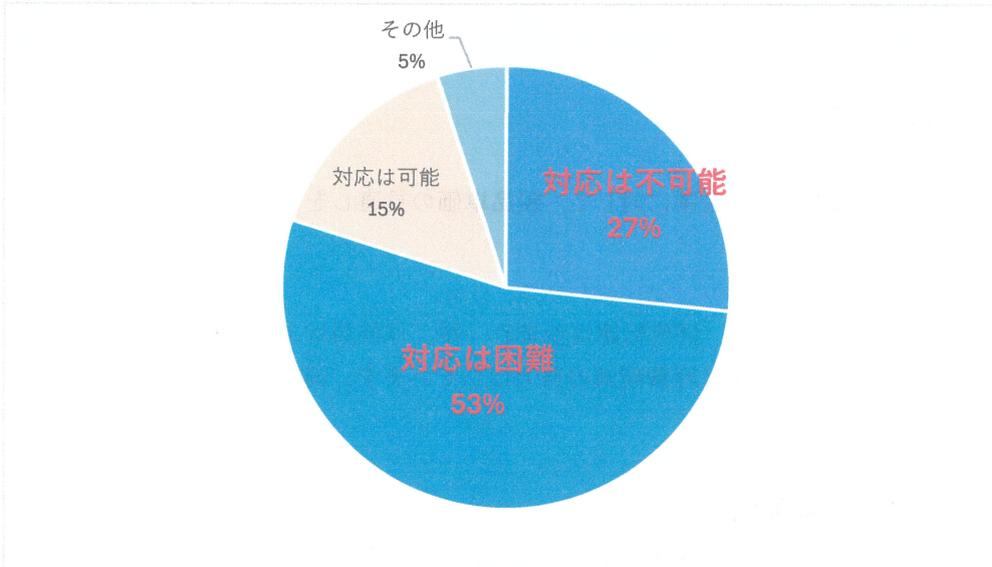
Q2.今回の最低賃金引上げによる経営への影響の度合いを選択してください。



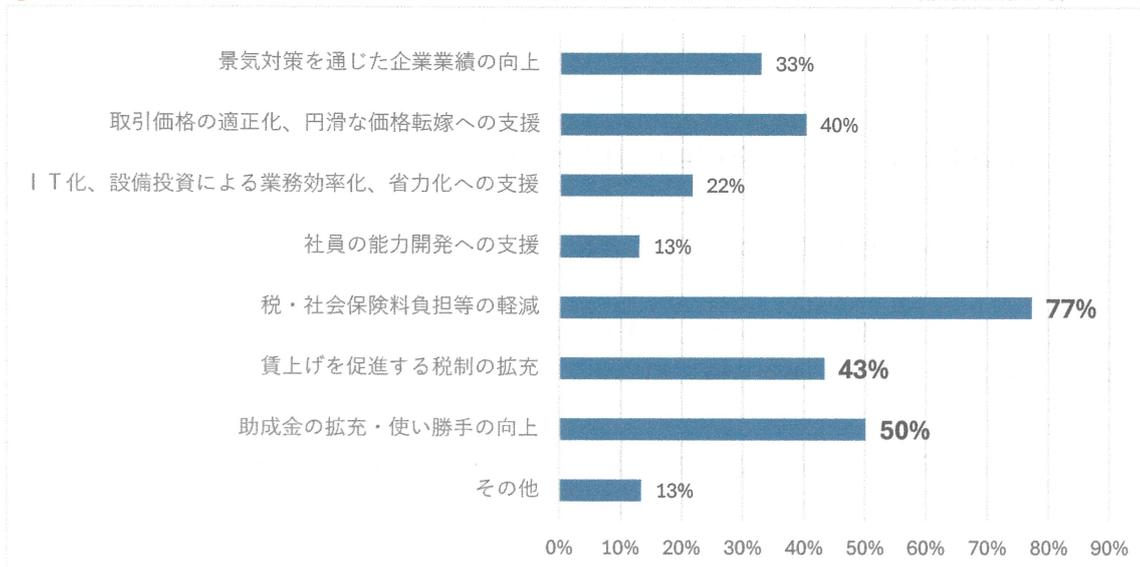
Q3.引き上げへの対応策として、検討が求められることを選択してください。（複数選択可）



Q4.政府が掲げる「2020年代に全国加重平均1,500円」の目標に対してどうお考えですか？



Q5.最低賃金引き上げに対して、政府等に求める支援策をお答えください（複数選択可）



Q6.今回の最低賃金引き上げを含め、最低賃金に関する率直な思いをお聞かせください。

【Q4で対応不可能と回答があった事業者】

・社員の生活を守りたいし大事に想う気持ちはあるが、時給が上がって収入が増えると、働く時間の制限があるパートが出勤を控えることになり、現場の社員に無理がくる。ただでさえ人員確保に苦労している中小企業として、こちらの意見を無視し、むやみに全国レベルの賃金に上げられるのは悲しい。

・ただでさえ物価高騰の煽りを受けており、売上の更なる向上が見通せない中、今後も段階的に賃金上がるのであれば廃業するしかありません。

・個人事業主にとっては、物価高騰による仕入れ値の高騰に加えて人件費も上がるとなると、経営が厳しい状況に追い込まれます。

- ・最低賃金の引き上げのスピードが速すぎる。もっと長い期間をかけて減税と並行して進めて欲しい。
- ・社会保険料や税金の軽減が必須！
- ・最低賃金上昇は仕方ないが、取引先や大企業に対して、製品単価の見直しをする様に働きかけてほしい。
- ・賃金を上げる事を全て否定はしませんが、価格転嫁は拒まれ、税、保険料は上がる状況で中小企業が生き残るのは厳しいです。企業は経費削減の努力はしています、国も無駄を無くす対策をして頂きたい。

【Q4で対応は困難と回答があった事業者】

- ・最低賃金を上げるのはいいが、税金の壁、保険の壁をさらに上げていただかないとパート従業員の働き控えが加速する。
- ・税と社会保険料が経営を圧迫している。材料高騰に見合わない注文を受けるしかない状況の中、賃上げは正直厳しい。
- ・同じ熊本県内といえども県南地域においては全く実状に即していない。
- ・想定より高くて驚いた。もう少し緩やかに上がっていくと思っていた。
- ・全国的に見ても時給1000円以上は致し方ないかもしれませんが、他の政治的施策がないまま時給のみ上昇させるのは経営的に厳しい。大変危惧している。
- ・賃上げは仕方がないが、その分サービス価格に転嫁した場合、顧客を維持できるか不安。
- ・生産性の向上及び働き方改革等の努力を行って対応する。

【Q4で対応は可能と回答があった事業者】

- ・減税しないと生活に余裕がなく少子化が続く。
- ・賃金を上げる号令は簡単だが、最低賃金1,500円に向けて、政府として補助金の拡充等の中小企業対策を先に考えてほしい。
- ・良いことだと思います。業務改善は(効率化)は必要である。
- ・弊社には影響ないと考えるが、グループ会社には一定の影響が出てくると思われます。
- ・世界的にはまだ低い賃金体系であると思われるが、耐えれない中小零細が出てくると思われる。
- ・弊社の最低賃金はすでに1600円超ですので、特に影響はございません。

【緊急】最低賃金引上げに関する影響調査（組合）

調査期間：令和7年9月8日（水）～9月12日（金）

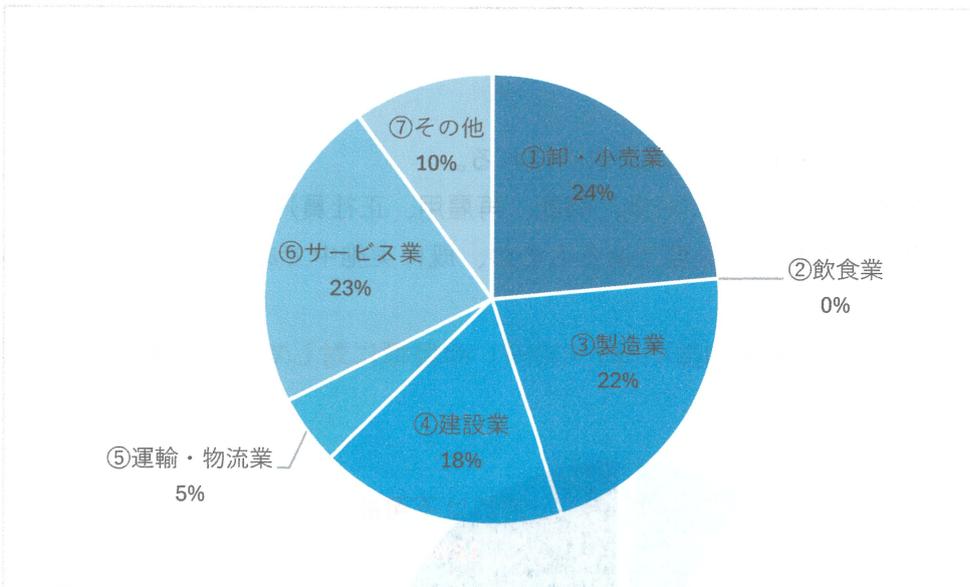
調査方法：WEBアンケートフォームより回答

調査対象：熊本県中小企業団体中央会の会員

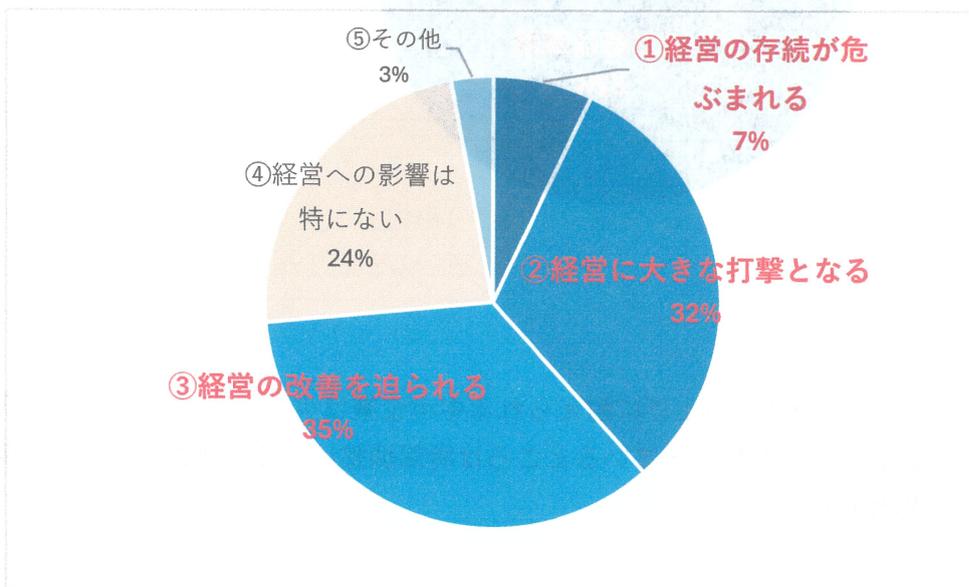
回答数：200組合

※四捨五入の関係で、合計の数値が一致しない場合があります。

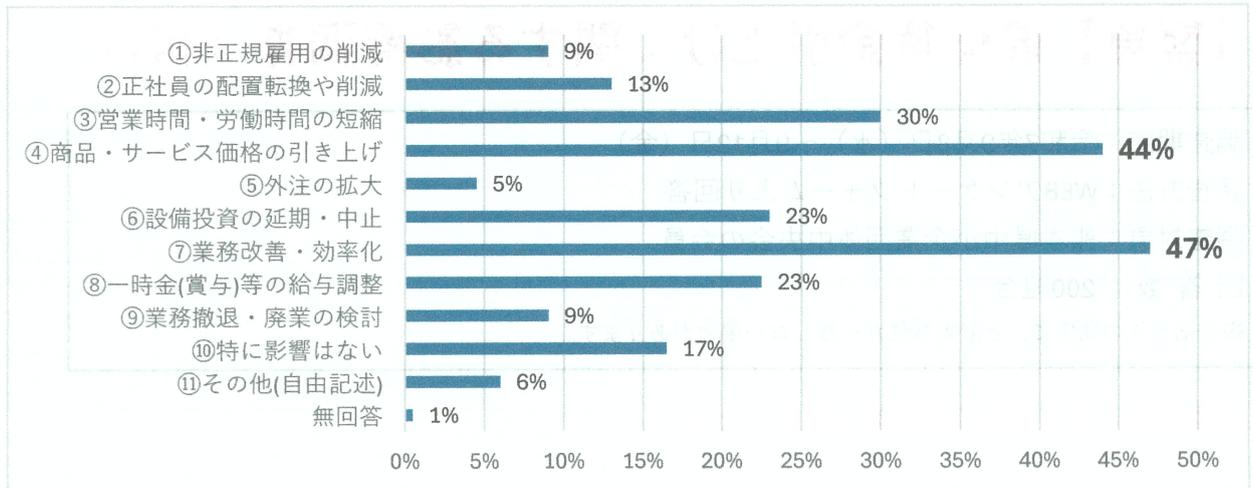
Q1.回答対象となる組合の業種をお選びください。



Q2.今回の最低賃金引上げによる経営への影響の度合いを選択してください。



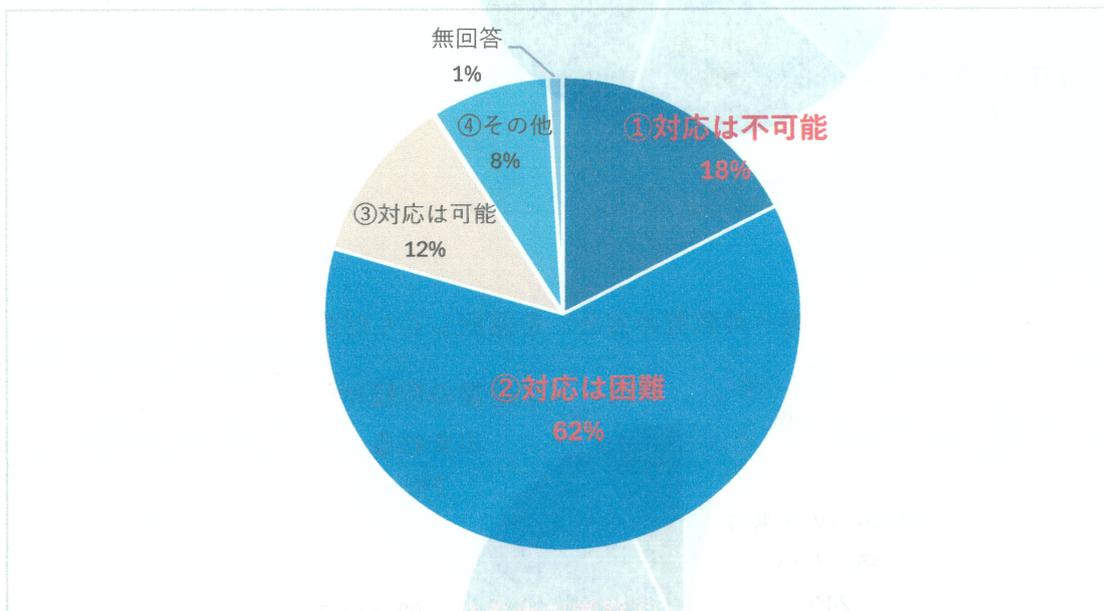
Q3.引き上げ への対応策として、検討が求められることを選択してください。（複数選択可）



【コメント】

- ・ 103万円枠に収まる希望者の労働時間削減が求められる。
- ・ 全社的な賃金体系の見直しが必要。(パート、嘱託、再雇用、正社員)
- ・ 給与調整を含めた経費削減の検討が必要であるものの、既に実施中でありこれ以上は厳しい。

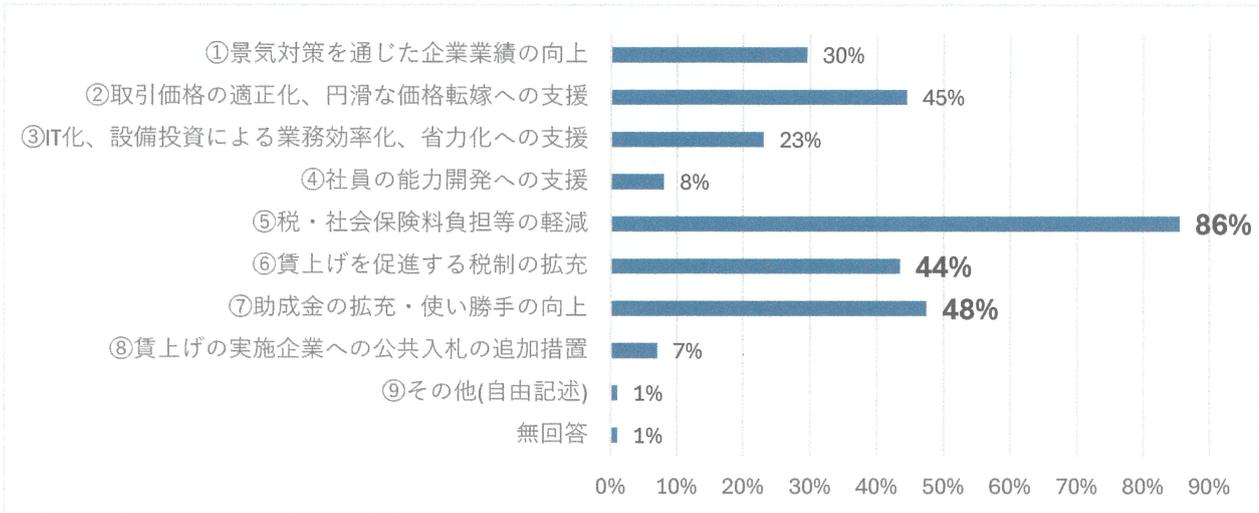
Q4.政府が掲げる「2020年代に全国加重平均1,500円」の目標に対してどうお考えですか？



【コメント】

- ・ あと4年という短い期間での急速な賃上げに耐えられる中小企業は少ないのではないかと懸念される。また、パート、アルバイトに頼っているところは時間調整による労働力不足がより深刻になるのではないかとと思われる。

Q5.最低賃金引き上げに対して、政府等に求める支援策をお答えください（複数選択可）



Q6.今回の最低賃金引き上げを含め、最低賃金に関する率直な思いをお聞かせください。

・今回の賃上げは対応可能だが、似たような上げ幅で上昇し続けるなら徐々に困難になっていく。物価高や税、社会保険料の負担は増える傾向にあるため、賃上げは止む無しと思うが、税、社会保険料の負担軽減も進めてほしい。

・社員の手取りが増えるようにしてほしい。賃金を上げてでも社会保険料、税金も上がり、結局は手取りが増えない。会社にとっても売上が伸びても税金を支払うと手元に残らない。

・もちろん業務改善は行うが、直ぐに結果が現れるものではないと考えている。扶養の範囲内で働かなければいけないパート達への対応及びシフト管理も難しい状況。最低賃金が上がっても所得は変わらない中小企業の厳しさを分かってほしい。

・物価を上回る賃上げは結構であるが、民間に賃上げを求めるのであれば政府も物価高の原因となっている円安を何とかしてほしい。円安の原因は低金利、金利を上げられない原因は野放しな財政運営では？

・高齢者や障害者などの弱者の雇用機会が減少する。企業からすれば賃金に見合った能力の高い人を選ばなければならない。